

お客様各位

リチウムイオン電池(単体)輸送の一時中止について

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、標題の件につきましては、弊社におけるリチウムイオン電池（単体）の取り扱いを下記のとおり変更いたしますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 取り扱いの変更

UN3480 包装基準 965 Section IA, IB, II の全ての分類のリチウムイオン電池（単体）について、弊社旅客機による輸送を一時中止といたします。

なお、機器同梱(包装基準 966)及び機器組込(包装基準 967)で輸送するリチウムイオン電池につきましては、引き続き、弊社旅客機での輸送が可能です。

2. 適用開始日時

2015年7月27日(月) 21:00(日本時間)より受託停止

3. その他

上記変更点を含め、取扱い一覧表を改定いたしましたので、ご参照下さい。(添付1)

なお、この度の変更は弊社としての取扱い変更であり、IATA 航空危険物規則の変更によるものではありません。

【添付】

添付1：リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3480, UN3481)

以上